



はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会

170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F

TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 EMAIL:sougei@zjk.or.jp

2010年7月6日 発行

障害者制度改革の基本方針 6月29日閣議決定

政府は6月29日、障害者の権利条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を図るため、障害者制度改革をすすめるための基本的な方針とその工程表を打ち出しました。

障害者基本法における障害や差別の定義をはじめとする規定の見直しや、政府が廃止を決めている障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法案を2012年に国会提出することが明記されています。

障害者の移動については、国土交通省でとりまとめている「交通基本法案（*1）」の制定を今後「障がい者制度改革推進会議

（*2）」の意見を踏まえ11年に国会へ提出すること、医療における自立支援医療については、「利用者負担は法律上の規定を応能負担とする方向で検討し11年内を目途に結論を得る」との表現にとどまるなど、個別分野は、そのほとんどが今後議論・検討を重ねて具体化されていく内容になっています。

全腎協は今後も加盟する関係団体と連携し、腎機能障害者の一層の社会福祉向上や社会参加を促進するための意見を発信していくことにしています。

*1 交通基本法

高齢化社会に向け、誰もが利用できる交通手段の確保など最低限度の生活を営むために必要な「移動する権利」の保障など基本理念を法制化するもの。

*2 障がい者制度改革推進会議

政府が設置した「障がい者制度改革推進本部（本部長総理大臣）」のもと、障害当事者を中心に構成し、障害者自立支援法廃止後の新たな障害者福祉サービスなど政策作りに直接参画し検討するところ。「総合福祉部会」や「差別禁止部会」など必要に応じて部会を開催し、個別課題を検討する。

当推進会議では、第2次となる意見書を今年12月にとりまとめる予定。

高齢になるほどADL低下割合が増加

-日本透析医学会調査から-

日本透析医学会は、学術集会・総会を6月18日から20日まで神戸市内で開き、2009年末に全国の加盟透析施設に対して実施した調査結果を発表しました。

この調査によれば、全国の透析患者数は29万675人で前年に比べ8,053人の増加にとどまりました。国民の約438.7人に一人が透析患者にあたる割合です。

今回は、日常生活活動度（ADL）についても調査されました。75～89歳では、日中半分以上ベッドで寝ている人が約半数を占め、90歳以上になると7割以上に及ぶことがわかりました。改めて年齢を重ねるにつれADLが低く介護を必要とする患者が増えている実態が明らかになりました。

各地のトピックス

宮崎市腎友会がボランティア送迎 試験的に開始

6月1日、宮崎市腎友会が障害者の就労支援事業所「きぼう」を立ち上げ、透析患者の就労支援事業を展開するとともに、ボランティアによる通院送迎事業を試験的にはじめました。

同腎友会は、以前から透析患者の通院送迎と就労の場・機会を何とかつくり出せないか、その解決方法を模索してきました。通院送迎については、福祉有償運送事業として患者による送迎ボランティアができないかと市福祉課と2年あまり交渉を続けていました。なかなか理解を得ることが難しく、なかば諦めかけていたとき、同課より、

自立支援サービスの一つとして、作業などを通して社会参加の経験や生きがいをもって障害者の働く場を提供する就労支援事業と一緒にボランティア送迎事業を行ってはどうかとの提案を受け、今日に至りました。

現在、県腎協会員を対象に、2名の患者を送迎しています。取材にに応じてくださった事業所代表の鈴木龍之介市腎友会会長は、「送迎は、ボランティアで行うため、本当に少しずつ少しずつ進めています。将来的には福祉有償運送登録をめざしたい」と抱負を語りま



事務局 より

全腎協「通院介護支援事業」 2010年度事業計画

全腎協の活動は、3月に開かれた総会で承認された2010年度事業計画にもとづき、各事業を展開しています。「通院介護支援事業」は、全腎協の腎臓病患者の自立支援事業として位置づけられています。

通院介護支援事業の計画には、昨年再編された「介護対策委員会」にて継続審議事項となっている送迎事業を立ち上げる際に活用できる「通院送迎ボランティア活動ガイド」の改定版の作成をはじめ、右に挙げる具体的対策・事業を、全腎協の「最重要課題」として危機感をもって取り組む予定になっています。

5月に開かれた総会では、改めて「介護対策委員会」の委員長に馬上理事が就任す

ることが決まり、目下、「透析施設による送迎支援の実態調査」を7月中に実施する予定で準備に入っています。

具体的対策と事業

1. 「通院送迎ボランティア活動ガイド」改定版の作成
2. 各県組織の通院支援事業立ち上げのための支援体制の整備（研修会の開催）
3. 事業所への支援体制の整備（情報提供等）
4. 透析施設による送迎支援の実態調査
5. 患者会・透析施設・運送事業者等との協働事業立ち上げの研究・準備
6. 要介護透析患者の「治療と生活の場」を拡充（医療と生活施設）の設置・運営の研究・準備
7. 要介護透析患者家族のつどい開催